

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人父（被相続人母、申立人及び申立外2名が相続）について、先祖代々続く実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、行政区長や漁業組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円から20万円増額）と認め、また、被相続人父と同居していた被相続人母（申立人及び申立外2名が相続）について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、被相続人父の両親が営んでいた農業に従事し、農業を通じて地域住民との交流を深めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円から20万円増額）と認め、被相続人父母の上記各損害につき申立人の法定相続分に応じた賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- ア 亡A（以下「被相続人A」という。）が平成27年12月○日に死亡し、申立人が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を法定相続分の限度で承継したこと
- イ 申立人の知る限り、申立人、申立外B、申立外C（以下「申立外C」という。）及び申立外D（以下「申立外D」という。）が、被相続人Aの全相続人であること
- ウ 亡B（以下「被相続人B」という。）が平成31年3月○日に死亡し、申立人が、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権を法定相続分の限度で承継したこと
- エ 申立人の知る限り、申立人、申立外C及び申立外Dが、被相続人Bの全相続人であること

### 2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 損害項目 | ア 被相続人Aに係る生活基盤変容による精神的損害 |
|      | イ 被相続人Bに係る生活基盤変容による精神的損害 |

### 3 和解金額

被申立人は、前項の損害項目についての和解金として、申立人に対し、金4

66,666円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 被相続人Aに係る生活基盤変容による精神的損害

233,333円

イ 被相続人Bに係る生活基盤変容による精神的損害

233,333円

#### 4 支払方法

(省略)

#### 5 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求をしない。

#### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年9月25日

(仲介委員 本山 正人)